

【用語】月夜野町―利根郡月夜野町 衣速―衣束、身にまとう着物
青布子―木綿の綿入着物で青色に染めたもの 柿そ―酒屋の奉公人の
仕着せ 沓重物―裏をつけない一重の和服 上ケ金―上納金、献金
六才市―定期的に月六回開かれる市 酒師―酒造の杜司 働―下働き
の者 近付之者―知人、知りあいの者 時貸―期間・証人を定めず、
一時的に金などを貸すこと よき―斧の小形のもの はかき―刃を損
すること 弁―つくなく、弁償 四つ子―刃先が四本にわかれて
いる鍬 くつ子―口籠、牛馬の口にはめるかご

【解説】後閑家は、月夜野町が開かれた時の草分け百姓の一家といわ
れ、江戸時代には名主などの村役人を歴任した。そのため名主関係史
料を多数所蔵するが、そのほか同家では酒造業を営んでいたので、そ
れに関係するものも多い。

この文書は、文化四年（一八〇七）正月、後閑義房が記した家内作法
で、前半が酒師を含む酒蔵者、すなわち酒造に従事する人々、後半が
主として農作業を行う下男に対するものである。まず酒造関係者につ
いては、冒頭で公儀御法度の遵守を求めている。これは酒造りが、幕
府の定めた酒株を所有する者以外は堅く禁じられていることの反映で
ある。それに酒株制度は、奢侈禁止と米価の調節という目的もあった。
つづいて火の用心、衣類についての制限、外出の際の心得などが規定
されている。さらに喧嘩口論・博奕や諸勝負の禁止、これは下男につ
いても同様であった。それに酒粋人、すなわち酒をたしなむ人を大切
にせよと指示しているのは、注目すべき規定といえよう。下男に対し
ては、農具の取扱いに関する規定が多くを占めている。例えば農耕用
具である鍬・山刀・鎌・よき・鍬などの品質が劣り、切れ味の悪いも
のは交換する。しかし、刃を欠いたり紛失した場合は、弁償すること
になっていった。履き物は自分仕立ての藁草履に限り、馬の沓は、酒を
運ぶのに用いる以外、すべて下男が作るようになっていた。